

令和8年7月15日

区 長 各 位

伊豆の国市長
(廃棄物対策課)

災害ごみ臨時集積所の確認及び見直しについて(お願い)

日頃より、ごみ処理行政には格段のご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、昨今に於いては。台風や地震など様々な災害が発生しております。災害の被害はもちろんですが、その後になっても残る問題が災害ごみです。被災後、交通事情等により、市が設置する仮置場まで災害ごみを搬入することが困難な場合には、市と各区で協議を行い、災害ごみの臨時集積所を開設することになります。

各区に於いては、令和5年度から令和6年度にかけて、災害ごみ臨時集積所の候補地を提出いただき、選定結果を報告させていただいております。

前回の災害ごみ臨時集積所候補地の提出から3年が経過したため、各区に於いて災害ごみ臨時集積所の確認及び見直しを別紙にて報告いただきたいと思います。

お手数ですがよろしくお願いします。

記

- | | | |
|----|------|--|
| 1. | 提出期限 | 令和8年9月30日(水)まで |
| 2. | 報告内容 | 災害ごみ臨時集積所候補地について
(変更の有無、候補地)
災害ごみ臨時集積所については裏面参照。 |
| 3. | 報告方法 | 別紙様式に記載の上、書面又はメールにて廃棄物対策課に提出してください。(前回調査と変更が無い場合にもお手数ですが提出ください。) |

市民環境部廃棄物対策課

担当 菊池 渡邊

TEL 0558-76-8001 FAX 0558-76-5499

メール hai@city.izunokuni.shizuoka.jp

災害ごみ臨時集積所とは

1. 設置の目的

被災後、交通事情等により、市の仮置場（長岡体育館北側調整池を想定）へ災害ごみを搬入することが困難である場合に、概ね各地区（全地区では無い）に於いて、区民の災害ごみを集積するために設けます。集積された災害ごみは市が仮置場まで搬出します。

2. 令和元年台風 19 号における事例（参考）

長崎区 堂川排水機場（10 月 13 日から 20 日）

原木区 原木公民館（10 月 13 日から 14 日）

宗光寺区 宗光寺コミュニティ広場（10 月 13 日から 16 日） 等

3. 災害時の地区臨時集積所の利活用の流れ

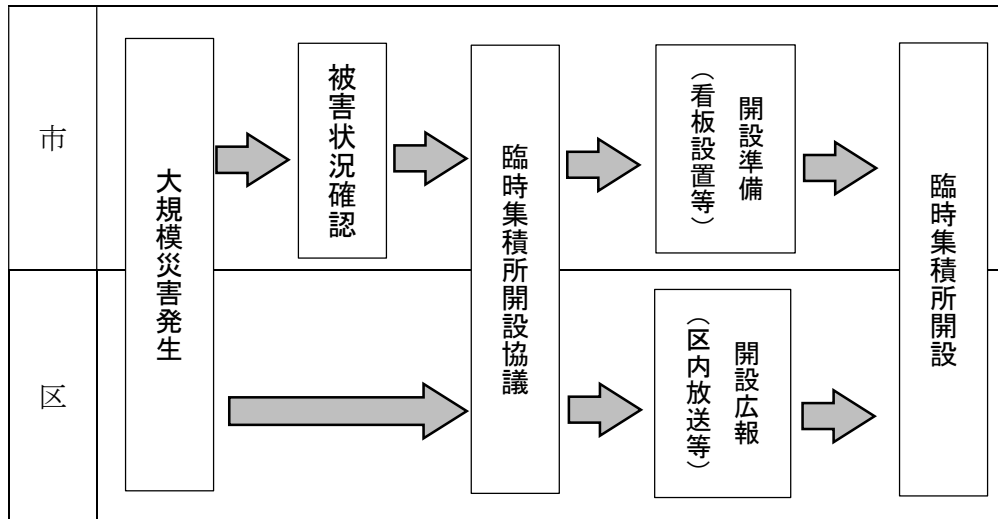
- ① 被災後、被害が大きい地区に於いて、市と区が協議し臨時集積所の開設を決定。
- ② 区は区民への周知、市は分別用の看板を設置し、臨時集積所を開設。
- ③ 災害ごみ持ち込みを開始後、市は受付や分別指導を実施。
- ④ 仮置場開設後、臨時集積所から仮置場へごみの搬出を市が実施。

4. 設置期間

市と区の協議により決定。

災害ごみ臨時集積所の開設について

1. 開設までのフロー



2. 災害ごみ臨時集積所での受付時の注意

- ・ 市が受付係員を派遣しますので、分別等指示に従ってください。
- ・ 「便乗ごみ（災害に由来しないごみ）」を抑制するため受付時に身分証明書（運転免許証等）を確認します。
- ・ 回収できるのは、災害で被害にあったごみに限定させていただきます。

3. その他注意事項等

- ・ 開設に当たっては、事前に区長様と協議の上、決定しますので、区の判断だけで開設することのないよう、注意してください（被害家屋が極少数である場合などは開設しません）。
- ・ 臨時集積所の開設に当たっては、区民の皆様への周知、広報にご協力ください。
- ・ 大規模災害発生時は、地区の臨時集積所に加え、長岡体育館北側の仮設長岡リサイクルセンター横に、災害ごみ仮置場を設置します。
- ・ 災害の規模等により災害ごみ仮置場のみを設置する場合があります。
- ・ 本仮置場を設置した際は、地区の臨時集積所の有無にかかわらず、どなたさまも、本仮置場に直接災害ごみを搬入することは可能です。
- ・ 土地の利用状況等により、臨時集積所として利用が可能かどうか、今後、定期的に確認をさせていただきます。
- ・ 新たに候補地が見つかった区に置かれましても、追加で調査を実施していきますので、ご協力のほどよろしくお願いします。